

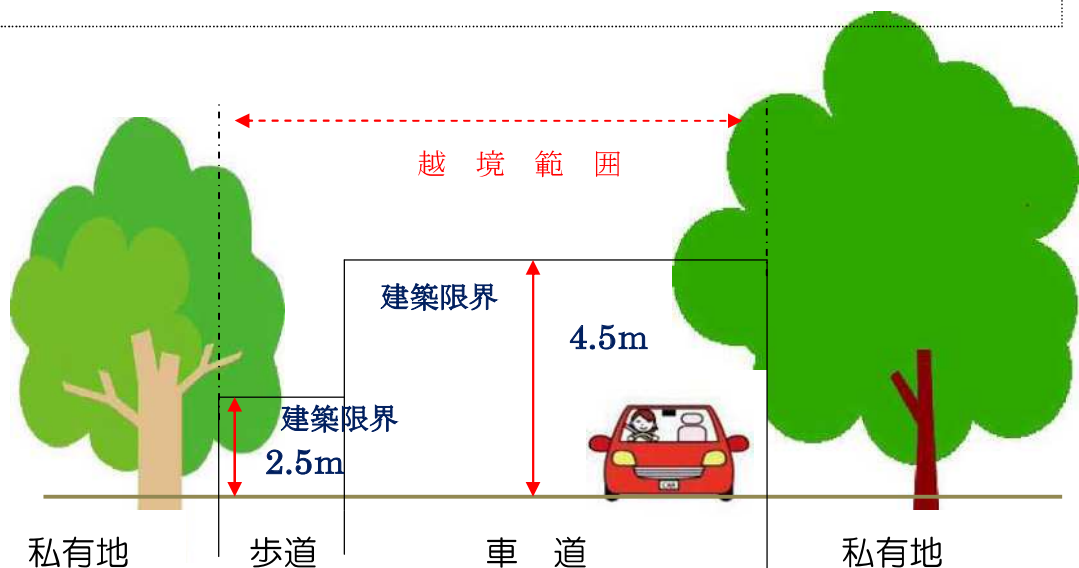
道路上に張り出した樹木の剪定のお願い

私有地から伸びた樹木の枝等が道路上に張り出すと、車や歩行者の通行を妨げたり、信号や道路標識等が見えにくくなり大変危険です。交通事故等が発生した場合は、被害者からの損害賠償請求など、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

こうした事故を未然に防ぐため、下記「建築限界」を守るとともに、私有地から道路上にはみ出した樹木の枝等については、剪定・伐採などを行い適正な管理をいただくようお願いいたします。

「建築限界」とは

道路を安全に通行するため、通行の障害となるものを設けてはならない一定の区域（幅・高さ）のこと。（道路法第30条及び道路構造令第12条）



問 い 合 わ せ 先

門司区役所まちづくり整備課	TEL 331-1884
小倉北区役所まちづくり整備課	TEL 582-3471
小倉南区役所まちづくり整備課	TEL 951-4121
若松区役所まちづくり整備課	TEL 761-5325
八幡東区役所まちづくり整備課	TEL 671-0803
八幡西区役所まちづくり整備課	TEL 642-1453
戸畑区役所まちづくり整備課	TEL 871-1503
北九州市都市整備局道路部管理課	TEL 582-2271